

令和8・9・10年度 住吉区自主学習習慣づくり支援事業 実施にかかる方針

1 業務名称

令和8・9・10年度 住吉区自主学習習慣づくり支援事業

2 目的

住吉区内の小学校5・6年生及び中学生を対象に、子どもの自主学習習慣の定着及び学習意欲の喚起、各学年・各児童生徒の習熟に応じた基礎学力の向上をめざして、放課後の学校施設を活用し、課外学習（「すみよし学習クラブ（ジュニア）」及び「すみよし学習クラブ」）を実施する。

3 事業の実施事項

各学年・各児童生徒の習熟度に合わせた教材作りや課外授業内容とし、子どもの自主学習習慣の定着及び学習意欲の喚起、習熟に応じた基礎学力向上に資する実施内容とすること。

事業者は、本市から実施場所等を無償で提供を受けることにより、開設及び運営経費を抑えることができるため、そのコストダウン分を必ず受講者に還元できるよう、受講料月額10,000円（税込）の範囲内で可能な限りの内容を構築し、実施することとする。実施にあたっては、「大阪市習い事・塾代助成事業」で交付されているバウチャー（塾代助成カード）でも受講可能とすることにより、受講者の塾代負担の軽減を図るものとする。

4 開講期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日

開講日については、事前に本市担当者と打合せのうえ決定すること。

5 事業実施場所

次の場所及びオンラインで実施すること。なお、すみよし学習クラブ（ジュニア）の4教室は実施校在籍児童5・6年生のみ申込可とするが、オンラインは実施校在籍児童を含む区内の全小学校5・6年生及び全中学生の申込を可とし、受講生の自宅等で受講が可能な非通塾型で実施すること。

ア すみよし学習クラブ（ジュニア）

実施場所	住所	
遠里小野小学校	1階 会議室	住吉区遠里小野6-6-27
清水丘小学校	3階 多目的室	住吉区清水丘2-9-41
南住吉小学校	4階 生涯学習室	住吉区南住吉3-5-1
苅田北小学校	1階 図書室	住吉区苅田1-11-39

イ すみよし学習クラブ

実施場所	住所	
遠里小野小学校	1階 会議室	住吉区遠里小野6-6-27
我孫子中学校	1階 会議室	住吉区我孫子東1-4-32
墨江丘中学校	南館 2階教室	住吉区墨江4-15-34

※すみよし学習クラブ（ジュニア）・すみよし学習クラブとともに、事業者は、使用時間に応じた光熱費を負担すること。

- ウ 非通塾型のオンラインによる学習指導（区内の小学校5・6年生及び中学生）
- ・受講生の自宅等、オンライン学習の受講が可能な場所で実施できるものとし、日時・実施方法は提案によるものとする。
- ※光熱費の負担は無し。ネットワーク環境の整備管理に係る費用等は本市は負担しない。

6 業務内容

「3 事業の実施事項」を踏まえて、次の（1）～（3）に掲げる事業の企画及び運営を行うこととする。

（1）企画

・すみよし学習クラブ（ジュニア）

1. 学力の向上をめざし、子どもの自主学習習慣の定着及び各学年・各児童の習熟度に応じた基礎学力向上を図る学習内容（国語・算数）及び、英会話については、1年目の受講者と2年目の受講者の学習意欲を等しく喚起する学習内容を企画すること。
2. 国語・算数の学習内容は、文部科学省が公示する現行の「小学校学習指導要領」を指針としつつ、各学年・各児童の習熟度に応じて個別指導を行うなど柔軟に対応するものとすること。
また、英会話学習については、文部科学省が公示する現行の「小学校学習指導要領」を指針としつつも、英語への興味の醸成及びコミュニケーション能力の育成を図れる内容とし、5・6年生合同での授業とすること。
3. 通塾型の実施時間帯は、放課後等の課業時間以外の時間帯を活用することとし、各教室の開講曜日や時間については、「令和8・9・10年度 住吉区自主学習習慣づくり支援事業 協定締結事業者 募集要項」に記載の内容を原則とする。
なお、学校行事等により変更になることもある。

受講者の帰宅時における安全確保の観点から、授業は16時50分までに終了すること。また、年間を通して、児童の退校を確認するため、校門まで見送りを行うこと。

学校やいきいき活動と受講者情報を共有する可能性があることを申込時に保護者へ説明し、同意を得ること。

・すみよし学習クラブ

1. 学力の向上をめざし、子どもの自主学習習慣の定着及び習熟に応じた基礎学力向上を図る学習内容（国語・数学・英語）を企画すること。
2. 学習内容は、文部科学省が公示する現行の「中学校学習指導要領」を指針としつつ、各生徒の習熟度に応じて柔軟に対応するものとすること。
3. なお、高校受験対象学年である中学校3年生の希望者には、社会科・理科についても対応できるようにすること。
4. 実施時間帯は、放課後等の課業時間以外の時間帯を活用することとし、各教室の開講曜日や時間については、令和7年度の開講曜日・時間を基本とする（詳細は、「令和8・9・10年度 住吉区自主学習習慣づくり支援事業 協定締結事業者 募集要項」記載のとおり）。受講者の帰宅時における安全確保の観点から、授業は、21時30分までに終了すること。

- ・共通事項

1. すみよし学習クラブ（ジュニア）及びすみよし学習クラブにおいて、学校施設を使用した通塾型だけでなく、非通塾型のオンラインによる学習指導も実施すること。
2. 非通塾型のオンラインによる学習指導を受けられる環境を整備すること。実施方法については、提案によるものとするが、児童生徒と双方向のやり取りを含むものとすること。なお、実施会場及び受講者に対する Wi-Fi 等インターネット環境の提供については、本市は行わない。
3. 非通塾型のオンラインによる学習指導については、受講者が次の環境下で利用できるようにすること。なお、Web 会議システムを利用する場合は Teams に対応することが望ましい。
【OS】Windows、Macintosh、Chrome
【ブラウザ】FireFox、GoogleChrome、MicrosoftEdge、Safari
4. 非通塾型のオンラインによる学習指導の受講に必要なパソコンやタブレット端末が準備できない生徒や、Wi-Fi 等のインターネット環境が整わない生徒も受講が可能な内容とすること。（受講者からの実費徴収可）

（2）課外学習の実施・運営業務（受講者の募集、教材・資料等の作成業務を含む）。
なお、非通塾型オンライン学習指導についても通塾型と同様とする。

1. 上記（1）企画提案業務内容に基づき、業務実施体制（人材確保、講師の体制、個人情報の取扱い方法等）・計画表（スケジュール等）作成等の目的達成に向けた運営を実施すること。
2. 基礎学力向上のため、すみよし学習クラブ（ジュニア）の教科（国語・算数・英会話）及びすみよし学習クラブの教科（国語・数学・英語及び中学校3年生希望者用社会科・理科）の教材・資料等を作成すること。使用する教材については、自社商品に限るものではない。
3. すみよし学習クラブ（ジュニア）の実施にあたっては、1コマ30分で、1日に2コマ実施し、学習内容は1コマ目を国語又は算数、2コマ目は英会話をを行い、週に2日開講（週4コマ実施）とすること。受講者は週2日（4コマ）を通うこととすること。すみよし学習クラブの実施にあたっては、1コマ70分で、1日に2コマの週2日の実施とし、受講者は週2回（計2コマ）以上通うことが可能な形とすること。但し、同日に2コマ受講する場合、週2回通うものとみなす。受講人数については、各教室で2コマ合計30名程度の通塾が可能となるよう、内容を構成すること。
4. すみよし学習クラブ（ジュニア）の各教室年間の指導回数は192回程度（月16回×12か月）とすることとし、すみよし学習クラブの各教室年間の指導回数は96回程度（月8回×12か月）とすること。
5. 受講者募集方法については、受講者参加につながるよう事前に本市担当者と協議・調整すること。効果的な募集の方法、年間を通じた入会促進策を講じること。
6. 各受講者をきめ細かく指導できる体制を確保し、家庭学習の仕方についてもフォローして、学習意欲の維持・強化を図ること。
7. すみよし学習クラブにおいては、受講者・保護者に対して、面談（電話面談含む）等を行うことで、受講中の様子や進路相談等について、家庭との状況の共有を図ること。

8. 受講生の出欠状況を管理するとともに、受講生の出退室状況を保護者にも共有できる仕組みを構築すること。
9. すみよし学習クラブ会場の使用については、平日の 18 時～22 時のみ使用可能とする（準備・片付け時間を含む）。すみよし学習クラブ（ジュニア）会場の使用については、平日の下記時間のみ使用可能とする（準備・片付け時間を含む）。
 - ・遠里小野教室 15 時 15 分～17 時のみ
 - ・清水丘教室 15 時 20 分～17 時 30 分のみ
 - ・南住吉教室 14 時 30 分～17 時のみ
 - ・苅田北教室 15 時 15 分～17 時のみなお、すみよし学習クラブ及びすみよし学習クラブ（ジュニア）とともに、学校行事等やむを得ない事情により、使用できない日が発生する場合がある。

（3）検証業務

受講者へのアンケート等により、自主学習習慣の定着、習熟に応じた基礎学力の向上、ニーズ・傾向等の分析と効果検証を実施すること。アンケートは、各年度の事業開始前、中間、実施後の 3 回行うこととし、内容や実施時期については、事前に本市担当者と協議すること。アンケート等は実施ごとに集計し報告すること。

7 目標

課外学習に参加した生徒の、自主学習習慣の定着及び基礎学力の向上を目標とし、アンケート等により調査する。

（参考）本事業の成果目標

受講前より学校の授業以外の学習時間が増えた割合 80%以上

8 事業計画及び実施方法並びに事業報告

- (1) 事業実施にあたっては、事前に本市担当者と協議の上、事業実施計画書を作成すること。協議は対面によるものを含め、効果的・計画的に行うこと。
- (2) 協定締結後にやむを得ない事情により、当初のスケジュールの中で開講できない日が発生した場合は、本市と事業者において適宜協議、調整を行うこととする。
- (3) 本事業について、アンケート等で参加者のニーズ・傾向等を分析し、効果検証を行い、以降の事業に反映させること。
- (4) 毎月、前月の実施日別受講人数の分かるもの及び実施日別の準備・片付け時間を持む会場使用時間、ルームエアコン等冷暖房器具の使用有無がわかる報告書を提出すること。
- (5) 各年度終了後、事業及び収支の詳細な内容を明記した事業実施報告書を作成し、提出すること。

9 協定の締結について

選定した事業者と協定を締結する。事業実施にかかる方針の詳細については選定事業者と調整のうえ、協定の細則にて定める。

10 その他

この事業実施にかかる方針及び募集要項に定めのない事項については、その都度、本市と事業者において適宜協議、調整を行い決定することとする。

1 1 事業担当

大阪市住吉区役所教育文化課（区役所3階34番窓口）

担当：中元・野村

〒558-8501 大阪市住吉区南住吉3-15-55

TEL：06-6694-9964

FAX：06-6692-5535

E-mail：tu0012@city.osaka.lg.jp